

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 12 日現在

機関番号：12401

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22730626

研究課題名（和文） 新自由主義政策下における教員法制改革の日米国際比較研究

研究課題名（英文）

A Comparative Research on Teacher Laws under Neo-Liberal Reforms in the U.S. and Japan

研究代表者

高橋 哲（TAKAHASHI SATOSHI）

埼玉大学・教育学部・准教授

研究者番号：10511884

研究成果の概要（和文）：

本研究は新自由主義教育政策下における公立学校教員をめぐる法制度の変容を、特に教員の労働条件、身分保障をめぐる法制度に焦点をあて検討してきた。具体的には、連邦初等中等教育法の 2002 年改正法「どの子も置き去りしない法（No Child Left Behind Act）」の教員関連条項と、オバマ政権のもと競争的資金プログラムとして実施された「頂点への競争（Race to the Top）」プログラムの分析を行い、これらの連邦政策が各州の教員法制改革に与えた影響を明らかにした。特に、オバマ政権のもと、教育政策の目玉とされた「頂点への競争」プログラムが、資金獲得の条件として設定した「選考基準（selection criteria）」を通じて各州政府を政策誘導し、従来、連邦政府が介入し得なかった州法レベルの教員関連立法の改正を促していることを明らかにした。

研究成果の概要（英文）：

The purpose of this project is to conduct a comparative research on teacher laws under Neo-Liberal reforms in the U.S. and Japan. Inquiring into teacher law reforms in the U.S, reporter focused on the clause of “highly qualified teachers” under the federal No Child Left Behind Act (NCLB) and the requirement of “effective teachers” under the Race to the Top Program (RTTT Program), as well as on their influence over state statutes relating to public school teachers. Through the analysis on these matters, reporter clarified that, under the federal education policies, most states are urged to amend teacher tenure laws and collective bargaining laws so that students' test scores can be a significant evidence to terminate “ineffective” tenure teachers. Under the competitive based federal funding and its selection criteria established by the U.S. Department of Education, federal government strengthen its political influence over the teacher laws which had been within the authority of each state governments.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
2012年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,200,000	660,000	2,860,000

研究分野：教育行政

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：オバマ政権、どの子も置き去りにしない法（NCLB法）、「頂点への競争」プログラム、ミシガン州、テニューア法、身分保障、教員評価、労働条件

1. 研究開始当初の背景

知識基盤型社会の発展と子どものニーズの多様化に伴い、教師の専門性の向上が継続した教育政策の課題となっている。一方、教師の専門性を向上させるには、その専門性の土台となる労働条件や身分保障を如何なる制度において保障するのが問われている。ところが、近年の教師の専門性をめぐる研究においては、教育実践の専門的内実を問う実践研究が先行しており、一方、教職の地位や制度を問う研究が後退する傾向にある。本研究はこうした専門性をめぐる実践研究を踏まえながらも、教師の専門性を支える法制度を如何に構築するのかという研究関心を背景にもつものである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、「地理的不均等発展」(David Harvey)として特徴づけられてきた各国の新自由主義モデルの位相に着目しながら、公教育分野における新自由主義政策の特徴を、日米の教員法制改革を通じて検討することである。本研究はなかでも、米国における学校教員の労働条件や身分保障をめぐる法制度の改革に着目し、連邦政府が主導する新自由主義政策のもと、これらの法制度が如何なる影響を受け、また如何に変容しているのかを検討することを課題とする。

3. 研究の方法

本研究は、公教育分野における新自由主義政策の特徴を、教師の労働条件、身分保障に係る法制度を素材としながら、日米比較法制分析を手法として明らかにしようとするものである。具体的な研究計画としては、第一に、アメリカにおける教員の労働条件、身分保障の根本法として機能してきた教育労働法制の全国的な改革動向を明らかにする。第

二に、これらの教育労働法制改革と、公教育分野における新自由主義政策との関連を明らかにし、新自由主義教育政策下における教員法制改革の総体を明らかにする。第三に、これら「先進国型新自由主義」の典型とされるアメリカにおける教員法制改革モデルを前提としながら、日本における教員法制改革の特徴を検討することを手法としている。

4. 研究成果

(1) 本研究は第一に、1990年代以降に顕著となる各州教育労働法制改革の全米的な動向について検討を行った。研究代表者はこれまで、ミシガン州における教育労働法制の法制史ならびに、法改正がもたらすインパクトを検討してきたが、同様の法改正が、イリノイ州、オレゴン州、ペンシルバニア州、ウィスコンシン州、ニューメキシコ州等でも行われており、米国における教育改革の一つの潮流を示すに至っている。本研究においてはこれら各改正州法の法制分析を行い、従来、学区教育委員会と教員団体との団体交渉領域とされてきた教育政策事項に関する交渉が禁止ないし縮小されている点や、公立学校教員の争議権を制限ないし禁止する法改正が行われていることを明らかにした。

(2) 第二に、こうした労働法制改革の背景となっている連邦法の法的枠組みの検討をおこなった。具体的な研究作業としては、2002年に制定された連邦初等中等教育法の改正法である「どの子も置き去りにしない法(No Child Left Behind Act)」(以下、NCLB法)における教員関連条項に着目し、特に①「質の高い教員(highly qualified teachers)」条項による教員免許の引き上げ義務化について、ならびに、②州統一学力テストを中心とするアカウンタビリティ条項が教員の身

分保障に与える影響について検討を行った。従来、事実上の終身雇用権である「テニユー (tenure)」を取得した教員を解雇するには、それに相応する正当事由 (just cause) の存在と、本人への聴聞等をふまえた分厚いデュープロセスが前提とされてきた。しかしながら、NCLB法の要請する「質の高い教員」の基準は、従来とは異なる教員の解雇事由を示すものであり、その身分保障に甚大な影響を及ぼしうることが所見された。

(3) 第三に、これらの連邦法の法的枠組みを前提として、オバマ政権の教育政策の目玉として実施された「頂点への競争プログラム (Race to the Top Program)」(以下、RTTTプログラム)の分析を行った。RTTTプログラムは、連邦教育省が作成した「選考基準 (selection criteria)」にもとづき、各州が独自の改革プランを申請し、この基準の達成度が高い上位州のみが連邦からの補助金を享受できるという競争的資金の仕組みである。本研究は、この「選考基準」が教員関連施策に重点を置いており、教員の「効果 (effectiveness)」の概念のもとに、生徒の学力テストの結果と教員の処遇を結びつけ、これを各州の教育改革プランに求めていることを明らかにした。より具体的には、こうした学力テストの結果と教員の処遇を連動させるため、各州政府に州法として制定されてきた公立学校教員を対象とする労働法やテニユー法の改正を資金獲得の条件としている点を分析した。

(4) 第四に、これらの連邦政策が州レベルの教員関連法制に与えている影響について検討を行った。本研究では連邦政策を背景とする州法改正の特徴を、ミシガン州の教員関連立法の改正動向を素材として検討した。ミシガン州は「頂点への競争」プログラムの資金を獲得できなかった州であるにも関わらず、「選考基準」に示された教員関連施策がよりラディカルに実施された州である。同州における具体的な教員関連立法の改正として、第一に、教員のテニユーの取得条件を担当する生徒の学力テストの結果と結びつけるテニユー法の改正、第二に、学力テストの不振をテニユー教員の解雇事由とする法改正、第三に、教員評価の主要な評価項目に学力テストを位置づけ、教員の評価結果を4段階にランク分けする学校法の改正、さらに第四に、上記の教員評価やテニユー教員の処遇等に関する事項について、教育委員会と教員組合との団体交渉を禁じる労働法の改正が行われていることを明らかにした。

(5) 上記の分析から、本研究では競争的資金を名目とする連邦政策が、資金獲得の成否

に変わらず全州的な州法改正を促している点、また学力テストの結果が教員の処遇に結びつけられることにより、教員の資質が学力テストを向上させる「効果 (effectiveness)」へと特化せられていることを明らかにした。

公立学校教員をめぐる法制度は、新自由主義教育改革において明確なターゲットとして位置づけられており、そこでは、生徒の学力テストの結果と教員の処遇を結びつけることが主要目的とされている。そして、これを実現するための手段と位置づけられているのが、教員の労働条件や身分保障の切り下げにあったといえる。新自由主義政策の先進モデルとされる米国の教員法制改革の動向を明らかにしたことは、今後日本の教員法制改革の進展を検討する上で重要な視座を提供しうると考えられる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計5件)

- ① 高橋哲、「米国の教員組合運動と教育労働法制改革—法と運動の相互関係をめぐって—」、『教育制度学研究』、査読無し、第19号、2012年、101-106頁。
- ② 高橋哲、「現代アメリカの教員組合—労働組合から専門職団体への模索—」、『季刊人間と教育』、査読無し、第70号、2011年、99-107頁。
- ③ 高橋哲、「教育法学における教育学的側面の展開と課題」、『日本教育法学会年報』、査読無し、第40号、2011年、35-49頁。
- ④ 高橋哲、「教育の自由論からみた規制緩和をめぐる問題」、『教育制度学研究』第17号、2010年、92-97頁。
- ⑤ 高橋哲、「米国公教育部門における労使関係形成過程の一考察—全米教育協会の「組合化」に関する分析—」、『中央学院大学商経論叢』、査読無し、第25巻第1号、2010年、3-17頁。

[学会発表] (計5件)

- ① 高橋哲、「教員の身分保障と教職の専門職性—首長による教員統制—」、日本教育行

政学会第 47 回大会、早稲田大学、2012 年 10 月 28 日

- ② 高橋哲、「ニューヨーク市の首長主導型教育改革—ブルームバーグ市長による mayoral control を中心に—」、日本教育学会第 71 回大会、名古屋大学、2012 年 8 月 24 日。
- ③ 高橋哲、「現代米国の教員団体と教育労働法制改革—法と運動の相互関係をめぐって—」、日本教育制度学会第 19 回大会、玉川大学、2011 年 11 月 20 日。
- ④ 高橋哲、「米国オバマ政権下の教員法制改革の分析」、日本教育学会第 70 回大会、千葉大学、2011 年 8 月 26 日。
- ⑤ 高橋哲、「NCLB 法制下の教員政策と教員の身分保障問題」、日本教育学会第 69 回大会、広島大学、2010 年 8 月 22 日。

[図書] (計 3 件)

- ① 高橋哲、学術出版会、『アメリカ教育改革の最前線—頂点への競争—』、2012 年、143-160 頁。
- ② 高橋哲、大月書店、『公教育の無償性を実現する—教育財政法の再構築—』、2012 年、236-275 頁。
- ③ 高橋哲、風間書房、『現代米国の教員団体と教育労働法制改革—公立学校教員の労働基本権と専門職性をめぐる相克—』、2011 年、306 頁。

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]

ホームページ等

<http://s-read.saitama-u.ac.jp/researchers/pages/researcher/TKBNFxBx>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

高橋哲 (TAKAHASHI SATOSHI)
埼玉大学・教育学部・准教授
研究者番号：10511884

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：